

経営者の皆様へ

需要に応じた 米生産に取り組み 経営安定を図りましょう!

所得確保に向け、飼料用米など新規需要米等の取組が有効です。

新規需要米等に取り組みメリット

1 経営の安定化

全国の生産量に影響される主食用米の価格とは異なり、新規需要米等は確実で手厚い助成を受けられるため、安定した経営が見通せます。

2 労力の分散

主食用米と熟期の異なる新規需要米等を組み合わせることで、作業時期を分散させることができます。

3 需要に応じた生産・販売

主食用米の需要が減少する中、飼料用米などの新規需要米等には一定の需要があります。

全 国

令和6年産
主食用米等生産量
(需給の見通し)

669万トン

(令和5年度実績 662万トン)

徳島県の生産目安

○主食用米の生産目安

9,557ha (R5実績比：77ha増)

○飼料用米の生産目安

1,103ha (R5実績比：96ha増)

はじめに

徳島県農業再生協議会は、地域農業の振興を図るため、経営所得安定対策や需要に応じた米の生産・販売の推進等の取組を展開しております。

令和5年産の主食用米については、飼料用米等への転換が全国的に進んだ結果、令和6年産の主食用米作付が令和5年産と同程度でも適正な在庫量の水準が保たれると見込んでいます。

これにより、米価回復の兆しがいくらかみられてきましたが、まだまだ十分な水準に戻ったとは言い難く、さらにウクライナ危機に伴う、燃油、肥料など農業資材の高騰により、生産コストが大幅に増大する一方、再生産を確保するための適切な価格転嫁が進んでいないことから、農家経営が非常に厳しい状況になっております。

本協議会としましては、生産者の皆さまがこの厳しい時代を乗り越え、経営安定が図られるよう、関係機関との連携のもと、生産者の皆さまに対して国の施策を最大限に活用するための支援や情報提供を行うとともに、引き続き経営所得安定対策の円滑な推進や産地交付金の充実、担い手への農地集積の推進等に取り組んで参りたいと考えております。

本パンフレットでは制度概要や申請手続き、産地交付金の助成内容、収入試算などの情報を掲載しておりますので、「需要に応じた米づくり」及び「経営の安定化」に取り組んでいただきますよう、よろしく申し上げます。

本県主食用米の作付面積と相対取引価格（コシヒカリ）の推移



目 次

1	産地交付金の助成内容について	4
2	産地交付金を活用した場合における10aあたり収入試算	6
3	産地交付金にかかる提出書類一覧	8
4	産地交付金Q & A	9
5	水田活用の直接支払交付金について	14
6	飼料用米の多収品種（専用品種）について	16
7	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	17
8	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	18
9	農業者の皆様へ ～米の適正な流通について～	19
	農作物共済と収入保険制度のポイント	21
	農地中間管理事業	23
	対策の加入申請・交付手続き	25
	問い合わせ先一覧	28

令和6年度 産地交付金（水田活用の直接支払交付金）の助成内容

令和6年度メニュー設定の考え方

食料の安定供給及び持続可能な農畜産業の実現に向け、米価対策、飼料・肥料価格高騰対策及びみどりの食料システム戦略に基づく環境負荷軽減対策を一体的に推進するための「耕畜連携」や「水田転換促進」のメニューを重視

具体的なポイントは9ページを参照

- ※ 助成内容については、現在、農林水産省と協議中であり、今後、変更の可能性有り。
- ※ 予算額を上回る実績となる場合、助成単価の調整を実施（助成単価は重視するメニューなどを総合的に考慮して実施し、100円未満切り捨て）
- ※ 令和7年度に向けて、国の動きに対応しつつ、可能な限り産地の意見を踏まえ、助成内容を大きく見直す予定としておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

県が設定するメニュー

番号	メニュー名	対象品目	単価（円/10a）		要件等
1	飼料用米 流通効率化加算	飼料用米	フレコン	5,200	500kg以上のフレコンバッグで出荷
			地域内流通	8,000	県内の需要者と契約（生産性向上とは重複不可）
			地域内流通 （多収品種に取り 組んだ面積）	9,800 (8,000+ 1,800)	県内の需要者と契約（生産性向上とは重複不可） 多収品種は以下の品種 ※いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたあおば、きたげんき、 北瑞穂、クサノホシ、クサホナミ、タカナリ、たちじょうぶ、 ふくのか、ふくびびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、 ホシアオバ、まきみずき、ミスホチカラ、みなちから、みな ゆたか、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、 ゆめさかり、あきだわら（知事特認）
			生産性向上	6,100	生産性向上の取組（温湯消毒、側条施肥など）を2つ実施 ※地域内流通とは重複不可
2	耕畜連携助成 （資源循環のみ）	飼料用米（稲わら）、 飼料用米籾、 WCS、 飼料作物、 子実トウモロコシ	新規拡大分	8,800 (8,000+ 800)	粗飼料作物等を畜産農家に供給し、堆肥を受け取り散布する。 ※協定の締結が必要です。
			継続分	8,000	
3	輸出用米・ WCS用稲等 生産効率化加算	輸出用米	6,100		面的集積（1ha以上）または、生産性向上の取組 （温湯消毒、側条施肥、疎植など）を2つ実施
		WCS、 米粉用米、 加工用米	5,700		
4	産地戦略助成	地域の指定 3品目	基幹作 （新規拡大分）	9,900 (7,900+2,000)	3品目の合計面積が、継続分に対し新規拡大した分についての支援
			継続分	7,900	
			二毛作（1品目）	2,400	
		県が指定する野菜、 果樹、花き等	3,200		・二毛作の品目は地域協議会が指定する1品目 ・二毛作は地力増進作物拡大加算の後は助成しない ・果樹については新植のみ対象 ・販売伝票を提出してください

番号	メニュー名	対象品目	単価 (円/10a)		要件等
5	麦・大豆 技術向上加算	麦、白大豆	単収が県平均と 同程度 (-10%以上)	11,700	次の①～③をすべて満たすこと ①は種前契約を締結 ②適期は種(麦は12月末、大豆は7月末まで) ③収量・品質向上に向けた取組を一つ行う (麦:排水対策、穂肥実肥など 大豆:排水対策、高度施肥管理など) ※単収は農産物検査の数量と共済若しくはゲタ対策の 加入面積により算定します。
			単収が県平均より 10%以上増	18,700	
6	麦担い手育成 加算	麦	基幹作	8,500	次の①～⑤のうち、一つ取り組む ①担い手であること ②概ね1ha以上を作付 ③県内実需者と契約 ④3年以上の複数年契約 ⑤6次化、ブランド化の取組 ※は種前契約を締結
			二毛作	4,700	
7	そば二毛作 助成	そば (二毛作)	6,300		そばを二毛作で作付ける ※は種前契約を締結
8	スマート農業 加算	飼料用米、 WCS、 米粉用米、 加工用米、 輸出用米、麦	5,100		営農支援システムと次のスマート機器のいずれかを連 動させて作業を行う。 ①水管理システム ②ICT田植機 ③収量・食味コンバイン ④ドローン防除
9	スマート農機 シェアリング 助成	飼料用米、 米粉用米、 WCS、 加工用米、 輸出用米、 飼料作物、 麦、大豆	11,600		集落営農組織等でスマート農機をシェアリングする取 組を支援 ①生産者3戸以上で構成された組織であること。(1戸 1法人は除く) ②共同販売経理を行うこと。 ③団地化、集約化に向けた話し合いを行うこと。 ④シェアリング計画を作成すること。 ⑤スマート農機は、「スマート農業加算」の対象農機の ほか、地域農業再生協議会が特に認めるもの。
10	担い手 農地集積加算	飼料用米、 米粉用米、 WCS、 加工用米、 輸出用米、 飼料作物、 麦、大豆、 高収益作物	11,500		農地中間管理機構を活用し、農地集積により拡大した 対象品目の面積に応じて支援 ①農地中間管理機構を活用すること。(10年以上の借 受けに限る) ②人・農地プランに位置づけられた農家であること。 ③R5.7月～R6.6月末に利用権が設定された農地であ ること。(農業経営基盤法における「利用権設定」か らの付け替えは除く) ④生産者ごとに見て、対象品目の作付面積が、昨年度 と比べて拡大していること。
			認定新規就農者かつ 青年等就農計画等 (規模を拡大すること) を作成	15,000	

国が設定するメニュー

11	そば・なたね 助成(基幹作)	そば、なたね	20,000		そば・なたねを基幹作で作付 ※播種前契約を締結
12	コメ新市場 開拓支援	輸出用米等	20,000		輸出用米等米の新市場開拓を支援
13	新市場開拓用米 複数年契約加算	輸出用米等	10,000		輸出用米等について3年以上の複数年契約 ①令和6年から新たに締結した契約であること ②契約期間中の契約数量が減少しないこと ③コメ新市場開拓等促進事業で採択されたものが対象
14	地力増進作物 拡大加算	地力増進作物 (基幹作)	20,000		水稻を減少させ、地力増進作物を拡大させた面積につ いて支援 ①地力増進作物は基幹作として作付けし、すき込むこと ②すき込んだ後、高収益作物等を作付すること ※高収益作物等については出荷・販売すること

2

水田活用の直接支払交付金を活用した場合の収入試算

(10aあたり)

主食用米

主食用米売上げ
104,967円

- コシヒカリ
 - 単収
470kg/10a
 - 販売価格
6,700円/30kg
- とした場合

飼料用米 (多収品種) 地域内流通+耕畜連携 +スマート農業

108,100円

フレコン 5,200円
地域内+多収品種
9,800円
資源循環 8,000円
スマート 5,100円

戦略作物助成
(多収品種)
80,000円/10a

飼料用米 (多収品種) 地域内流通

104,967円

フレコン 5,200円
地域内+多収品種
9,800円

戦略作物助成
(多収品種)
529kg/10a
89,967円/10a
※基準反収を470kg/10a
と設定し試算。

飼料用米 (多収品種) 地域内流通 最大

最大120,000円

フレコン 5,200円
地域内+多収品種
9,800円

戦略作物助成
(多収品種)
617kg/10a
105,000円
※基準反収を470kg/10a
と設定し試算。

WCS用稲 (生産性+耕畜連携)

93,700円

生産効率化 5,700円
資源循環 8,000円

戦略作物助成
80,000円

飼料用米+野菜

90,600円

フレコン 5,200円
地域内 8,000円
野菜二毛作 2,400円

戦略作物助成
(食用品種)
75,000円

麦 基幹作

86,700円

技術向上※ 11,700円

畑作物の直払
6,000円/60kgとした場合
30,000円

戦略作物助成
35,000円

○単収 300kg/10a
○販売価格 1,000円/30kg
とした場合の売上
10,000円

麦 基幹作
(担い手育成)

95,200円

技術向上※ 11,700円

畑作物の直払
6,000円/60kgとした場合
30,000円

担い手育成 8,500円

戦略作物助成
35,000円

○単収 300kg/10a
○販売価格 1,000円/30kg
とした場合の売上
10,000円

麦 二毛作
(担い手育成)

56,400円

担い手育成 4,700円

技術向上※ 11,700円

畑作物の直払
6,000円/60kgとした場合
30,000円

○単収 300kg/10a
○販売価格 1,000円/30kg
とした場合の売上
10,000円

※10aあたりの収量が、県平均より10%以上多かった場合、18,700円/10a

輸出用米

88,767円

生産効率化 6,100円

コメ新市場開拓支援
20,000円

○単収
470kg/10a
○販売価格
4,000円/30kg
とした場合の売上
62,667円

輸出用米
(複数年契約)

98,767円

生産効率化 6,100円

複数年契約 10,000円

コメ新市場開拓支援
20,000円

○単収
470kg/10a
○販売価格
4,000円/30kg
とした場合の売上
62,667円

さらに

担い手農地集積加算

農地中間管理機構を活用し、
農地集積により拡大した面積
に応じて、

11,500円/10a 加算

または

15,000円/10a 加算

(認定新規就農者で拡大計画を作成した場合)

スマート農機
シェアリング助成

集落営農組織等において、
スマート農機のシェアリングに
取り組んだ場合、

11,300円/10a加算

3

産地交付金にかかる提出書類一覧

※各種様式については、地域農業再生協議会にお問い合わせください。様式番号は変更の可能性があります。

○共通

- 用途別取組申請書
(参考様式1、※産地戦略助成は提出不要)
- 経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の5に基づく作付確認の基準日を設定する作物については、参考様式4
- 基幹作または二毛作の要件確認については営農計画書で確認
- 出荷販売伝票

○産地戦略助成

- 翌春収穫の作物の場合は誓約書(様式11-1号)

○麦・大豆技術向上加算

- 出荷販売契約書(播種前契約)
- ※自家加工、直売所等の場合は参考様式5
- 技術向上にかかる取組確認書類(参考様式6、7)
- ※取組の証明写真、検査伝票の写し、共済申込書等
- 作業日誌等(参考様式8)

○麦担い手育成加算

- 出荷販売契約書(播種前契約)
- ※自家加工や直売等の場合は参考様式5
- 5つの要件のうち、取り組んだ内容がわかる資料

○飼料用米生産・流通効率化加算

- 一括証明の場合は参考様式13
- 新規需要米生産集出荷数量一覧表の提出期限以降に出荷する場合は様式11-1号

○輸出用米・WCS等生産効率化加算

- 取組証明書(参考様式17、18)、
必要に応じ写真等
- 新規需要米認定結果通知書
(別紙様式4-10号)
- 委託により取り組む場合は参考様式13
- ※一つ以上は農業者自らが取り組む必要があります

○耕畜連携助成

- 自家利用の場合、参考様式21
- 利用供給協定書(参考様式22)
- 作業日誌、写真等取組が確認できる資料

○そば二毛作助成

- 自家加工や直売所等の場合は参考様式5

○スマート農業加算

- 営農システムのデータ等
- スマート農機と作業状況の写真
- 委託の場合は作業伝票等(ドローン防除)

○スマート農機シェアリング加算

- 営農システムのデータ等
- 生産者3戸以上構成された組織であることの証明
(組織の規約、共同販売経理の証明等)
- 団地化、集約化に向けて話し合いをした記録
- シェアリング計画(任意様式)
- スマート農機と作業状況の写真

○担い手農地集積加算

- 中間管理機構を活用した契約であることの証明
- ※利用権設定からの付け替えでないことは農地台帳により確認
- 農業者ごとに対象作物の作付面積が拡大していることの証明

○そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物

- 播種前契約書の写し(そば・なたね)
- 新規需要米認定結果通知書(新市場開拓用米)
- 新規需要米集出荷数量一覧表(新市場開拓用米)
- 作業日誌(地力増進)
- 販売伝票(地力増進の次期作の高収益作物等)

○新市場開拓用米の複数年契約

- 実需者又は実需者団体との契約書
(集荷業者がとりまとめる場合は一括証明)

4

産地交付金 Q&A

Q1

令和6年度におけるメニュー変更のポイントが知りたい

A1

- 多収品種への支援対象を新規拡大分から、地域内流通で多収品種に取り組んだ場合に拡大し、交付単価を9,800円/10aで設定しています。
 耕畜連携助成の対象品目に飼料用米粉、子実とうもろこしを追加し、より幅広く耕畜連携にとりこんでいただけるようにしています。

Q2

産地戦略助成における指定3品目以外の品目については、どのように指定されるのか。

A1

- 令和5年度より、産地戦略助成における指定3品目以外の対象品目については、経営所得安定対策等実施要綱に基づき、原則、過去の助成実績を踏まえ指定します。
 ただし、過去に実績のない作物を新たに指定する場合は、県と地域農業再生協議会の協議により決定します。

Q3

産地戦略助成の対象品目を具体的に教えてください。

A1

- 各地域協議会において、地域が振興する品目を3品目定めています。
 各地域ごとの品目は以下のようになっています。(②は2毛作の対象品目)
 ※2毛作は地力増進作物の後作は対象外

徳島市農業再生協議会	菜の花(野菜)、ほうれんそう、ブロッコリー②	阿南市農業再生協議会	きゅうり、いちご、ブロッコリー②
鳴門市農業再生協議会	さといも、れんこん、ブロッコリー②	那賀川北農業再生協議会	オクラ、いちご、ブロッコリー②
小松島地域農業再生協議会	オクラ、さといも、ブロッコリー②	那賀町地域農業再生協議会	ケイトウ、シャクヤク、いちご
勝浦町農業再生協議会	オクラ、いちご、菜の花(野菜)②	牟岐町地域農業再生協議会	ねぎ、オクラ、ブロッコリー②
上勝町地域農業再生協議会	ねぎ、葉わさび、レンコン葉	美波町地域農業再生協議会	オクラ、ほうれんそう、菜の花(野菜)②
佐那河内村農業再生協議会	いちご、ねぎ、菜の花(野菜)	海陽町地域農業再生協議会	オクラ、菜の花(野菜)、ブロッコリー②
石井町農業再生協議会	ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう②	吉野川市農業再生協議会	未成熟トウモロコシ、人参、ブロッコリー②
神山町農業再生協議会	ふき、ししとう、しそ	阿波市農業再生協議会	レタス、なす、ブロッコリー②
北島町地域農業再生協議会	キャベツ、ブロッコリー、ほうれんそう②	美馬市地域農業再生協議会	レタス、なす、ブロッコリー②
藍住町農業再生協議会	カリフラワー、ねぎ、人参②	三好市地域農業再生協議会	なす、菜の花(野菜)、ブロッコリー②
板野町農業再生協議会	えだまめ、白うり、人参②	つるぎ町地域農業再生協議会	なす、未成熟トウモロコシ、ブロッコリー②
上板町農業再生協議会	えだまめ、ブロッコリー、人参②	東みよし町農業再生協議会	なす、ブロッコリー、菜の花(野菜)②

A2

- 果樹や枝物を出荷する切り花母樹については、新植のみを対象とし、改植は対象外です。
 数年ごと(3年程度)に植え替えを必要とする切り花や花木については対象となります。
 ※新植とは今年度または前年度の交付申請書等の提出期限以降に作付したもの。(地域農業再生協議会の確認日程により変動があります。)

Q4

麦・大豆技術向上加算の単収の考え方について教えてほしい。

A1

- 品質・収量向上に資する技術に取り組んだ上で、県の10aあたり平均収量と同程度の場合は、11,700円/10aを、助成することとしています。
また、県平均収量を10%以上上回る場合は、18,700円/10aを助成することとなります。

A2

- 生産者ごとの単収の算定には、検査数量および共済加入面積またはゲタの面積払で確定した面積を使って算定することを基本とするため、単収向上による加算を希望する生産者の方は、共済加入またはゲタ対策の面積払の申請が必須となります。

A3

- 助成に当たっては適期は種が必須となります（麦は12月末まで、大豆は7月末まで）。適期は種を行ったが、気象災害により、まき直した場合は作業日誌にその旨を記載していただければ助成対象となります。ただし、気象災害により収穫が出来なかった場合は、収量・品質向上の取組の効果を確認できないため、助成対象とならないことをご承知ください。

Q5

飼料用米の地域内流通について、なぜ多収品種の単価が高い？

A1

- 令和6年産より、国の戦略作物助成における飼料用米の一般品種（主食用品種等）の助成単価が段階的に引き下げられることから、生産者の方に多収品種への切り替えを促すための措置です（詳しくは16ページ参照）

Q6

多収品種を生産するときの注意点は？

A1

- 多収品種を利用しますと「区分管理」で取り組むこととなります。この場合、助成単価が単収に応じて55,000円/10a～10,500円/10aの間で変動するため、栽培管理を適切に行い、収量を確保していただくことが重要です。
また、契約したほ場で生産された米は、ふるい下米も含めて全て飼料用として確実に出荷する義務が生じますので、主食用その他の用途に横流れすることがないようご注意ください。

A2

- また、区分管理における単収の算定の基となる収量は、令和4年産まではふるい下米も含んだ全量を使用していましたが、令和5年産からはふるい上の収量を用いて算定するよう制度が改正されました。
(ふるい下を除く数量を報告、又は収穫全量に対し地域におけるふるい下米の発生割合を乗じる)

Q7

飼料用米の生産性向上加算を受けるにはどうしたらいい？

A1

- 生産性向上加算を受けるに当たっては以下の要件をご確認ください。
 - ・地域内流通加算の対象でないこと（重複不可）。
 - ・以下①～⑤の生産性向上の取組を2つ行う
 - ①担い手であること
 - ②飼料用米を1ha以上作付けること
 - ③適切な土作り（堆肥又はケイ酸資材散布）
 - ④効率的な農薬処理（温湯消毒、は種同時処理、田植え同時処理）
 - ⑤肥料の低コスト化（側条施肥、流し込み施肥、土壌分析、生育診断）
- 取組の証明書類として、作業日誌、資材の購入伝票、必要に応じて写真を提出してください。

Q8

新市場開拓用米複数年契約加算の要件について詳しく知りたい。

A1

- 契約に当たっては以下の要件を守ってください
 - ①令和6年産から新たに結んだ3カ年以上の契約であること。
 - ②「生産者又は生産者団体」と「需用者又は需用者団体」が結ぶこと。
 - ③各年産の契約数量及び販売価格の設定方法、違約条項を規定すること。
 - ④契約初年度以降の契約数量が減少しないこと。

A2

- 契約数量について、徳島県では以前まで面積に基準単収（合理的単収）を乗じて算定していましたが、複数年契約では数量が固定となるため、令和2年産からは、契約数量ベースで交付対象面積を算定する手法をとっています。

<一括管理の場合の交付対象面積の考え方>

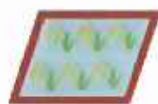
1年目

※契約数量は3年間固定

交付対象面積：5ha



$$\div \begin{matrix} 500\text{kg}/10\text{a} \\ \text{(合理的単収)} \end{matrix} =$$



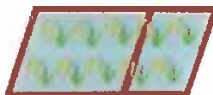
何kgとれても契約数量（25,000kg）のみを新規需要米として出荷する。初年度なので、交付対象面積は実際のほ場面積と一致している。

2年目

交付対象面積：6.25ha（+1.25ha）



$$\div \begin{matrix} 400\text{kg}/10\text{a} \\ \text{(合理的単収)} \end{matrix} =$$



合理的単収が下がった場合、契約数量を確保するため契約数量ベースで交付対象面積を算定すると、左の場合6.25haとなり、+1.25ha分も交付対象面積となる。

3年目

交付対象面積：4.17ha



$$\div \begin{matrix} 600\text{kg}/10\text{a} \\ \text{(合理的単収)} \end{matrix} =$$



合理的単収が上がった場合も、契約数量ベースで算定した面積4.17haが交付対象面積となる。

Q9

スマート農業加算の要件について詳しく教えてください。

A1

- 営農支援システムを導入し、スマート技術（水管理システム、ICT田植機、食味・収量コンバイン、ドローン防除）に1つ以上に取り組んでください。

また、当加算は、営農支援システムと農機を連動させることで、作業の省力化と経営管理による経営改善につなげることを目的としていますので、システムと農機の連動を必須とします。ただし、ドローン防除については、作業委託の場合でも可とします。

A2

- 対象となるスマート技術は以下のとおりです。

営農支援システム（必須）

ICTの技術を活用し、圃場情報や作業状況などの情報をスマホやタブレットで記録したり、過去の作業内容を振り返るなど、経営分析や経営全体像の見える化ができるシステムのこと。また、システム対応農機とデータ連動することで、作業状況や収穫量がリアルタイムで記録される等、生産性向上など経営改善につなげることができます。

① 水管理システム

自動給排水装置。水位や時間など設定内容に応じて給排水を自動で調整したり、スマホで水位や取水の有無等を確認し遠隔操作ができるシステム。作業時間の大幅な削減が期待できる反面、一筆あたりのシステム導入経費が高いのが課題。



② ICT田植機



直進キープ機能付き田植機。ハンドルから手を離れた状態でも正確に直進できるため、ベテラン農家でなくとも楽に作業ができる上、疲労やストレスの軽減にも期待できる。

③ 食味・収量コンバイン

収穫作業をしながら、収穫した圃場毎の米の食味（タンパク質含有率）や収量を測定できるコンバイン。施肥量など翌年の作付けに反映でき、収量向上や食味改善が期待できる。



④ ドローン防除



農薬や肥料を入れたタンクと散布ノズルを搭載したドローンによる防除作業。10aあたり数分で作業でき、大幅な作業軽減が期待できる。
※委託による取組も対象です。

※スマート技術の詳細については、各メーカーにお問い合わせください。

Q10

担い手農地集積加算とはどのようなものですか。

A1

- 本加算は、農地中間管理機構を活用した、農地集積の取組を支援します。加算要件は以下のとおりです。
 - ①農地中間管理事業を活用して権利設定した水田であること。
 - ②令和5年7月から令和6年6月末までに権利発生したことが証明できること。
 - ③市町村が作成する人・農地プランに位置づけられた農家であること。
 - ④戦略作物または高収益作物等を作付すること。
 - ⑤生産者ごとに見て、対象品目の作付面積が昨年度より拡大していること。

A2

- 交付対象面積は、以下の①、②のうち、小さい方の面積が対象となります。
 - ①農地中間管理機構から新規で借り受けた面積
 - ②対象作物の前年度からの拡大面積

<計算例>

R5作付実績	: 主食用米4ha、飼料用米2ha
R6作（中間管理機構から2ha借受け）	: 主食用米5ha、飼料用米3ha

・助成対象 = 飼料用米増加分の 1ha

Q11

地力増進作物への助成の要件について詳しく知りたい。

A1

- 基幹作として地力増進作物を作付し、すき込んだ後、次期作（二毛作又は次年度の基幹作）で販売を目的とした高収益作物等（高収益作物、麦、大豆）を作付してください。
 - ・作業日誌で、地力増進作物を作付し、すき込んだことを証明してください。
 - ・加算対象となるのは次の①、②を比較して、小さい方の面積です。
ただし、**水稻の減少面積を上限**とします。
 - ①地力増進作物の前年度からの拡大面積
 - ②すき込んだ後に作付した高収益作物等の作付面積

A2

- なお本加算の予算は、県内の地力増進作物の拡大面積や水稻の削減面積を勘案して国から配分されることになっています。
国からの予算配分額が助成申請額を下回った場合は、満額の交付が出来ない可能性もあることをご留意ください。

経営所得安定対策等の概要

担い手農家の経営安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）があります。

また、食糧自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米や麦・大豆などの戦略作物の本作化や特色ある産地の創造を支援する水田活用の直接支払交付金があります。

5 水田活用の直接支払交付金

交付対象水田の見直しについて（5年水張りルール）

国は、水田活用の直接支払交付金について、令和4年度以降、5年に一度水張りをしていない（水稻を作付していない）水田を交付対象としないこととしています。

ブロックローテーションが難しい地域においては、畑地化支援の活用をぜひ、ご検討ください。

具体的なルール

- ・ 5年間に一度も水稻作付（水張り）が行われていない農地は交付対象としない

【目的】 ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
 ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われなくても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※①、②いずれの場合も、過去の実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが出来る場合は、交付対象とする。

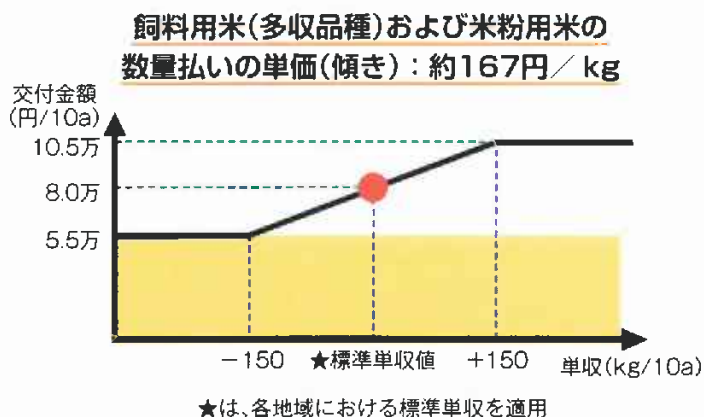
- ・ 水張りは、水稻作付により確認することを基本とする、
- ・ ただし、以下の全てに該当する場合は水張りを行ったとみなす。
 - ① 湛水管理を1ヶ月以上行う
 - ② 連作障害による収量低下が発生していない

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a
飼料用米（一般品種）	収量に応じ、 5.5万円～9.5万円/10a

※多年生飼料作物については、当年で播種を行わずに収穫のみを行う場合は10,000円/10a

※飼料用米（一般品種）は単価を段階的に引き下げ、令和8年度において5.5万円～7.5万円/10aとする



② 畑地化促進助成

- 水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援
 - ①畑地化支援（14万円/10a）
 - ・高収益作物による**畑地化（交付対象水田からの除外）**の取組を支援
 - ・**団地化要件**（地域農業再生協議会が概ね集約されていると認めるもの）
 - ・交付から5年間は水稲を除く販売を目的とした作物の作付けが必要
 - ②定着促進支援
 - ア 高収益作物 2万円※/10a×5年間（※加工・業務用は3万円）
 - イ 畑作物（高収益作物以外） 2万円/10a×5年間
 - （①と併せて取り組むことが必須）
 - ③産地づくり体制構築等支援
 - ・畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援

③ 畑作物産地形成促進事業

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結びつきの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

①対象作物	令和6年産の麦・大豆、高収益作物（加工・業務用）、子実用とうもろこし
②交付単価	4万円/10a
③加算措置	令和7年度に畑地化に取り組む場合、0.5万円/10aを加算
④採択基準	地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、 予算の範囲内で採択

※麦・大豆については、輸出向け又は加工用向けが対象

※高収益作物については、輸出向け又は加工・業務用とし、産地交付金の対象品目

④ コメ新市場開拓等促進事業

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者と結びつきの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産に取り組む生産者を支援します。

①対象作物	令和6年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）	
②交付単価	新市場開拓用米（輸出用米等）	4万円/10a
	加工用米	3万円/10a
	米粉用米（パン・めん用の専用品種）	9万円/10a
③採択基準	地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、 予算の範囲内で採択	

※新市場開拓用米：輸出用米、輸出向け日本酒の原料となるものに限り醸造用玄米など

6 飼料用米の多収品種（専用品種）について

飼料用米を
生産する皆様へ

飼料用米は多収品種で取り組みましょう！

令和6年産から、国の戦略作物助成における一般品種の飼料用米の助成単価が段階的に引き下げられる方針が示されています。

飼料用米を生産する方は、ぜひ多収品種（専用品種）の導入をご検討ください。



○ 種子の確保に向けて

制度見直しにより、多収品種の種子の需要が高まることが見込まれます。

そのため、種子の確保に当たっては、**自家採種種子**の活用をご検討ください。

自家採種

質のよい種子を生産しましょう

- 種子に仕向ける場合は、ばか苗病などの種子伝染病の病害が発生していないほ場から収穫したものを仕向けましょう。
- **使用する種子の塩水選・効果のある化学農薬等による消毒を徹底しましょう。**

第三者に譲渡しないようにしましょう

- 自己の経営のために採種した登録品種の種子は、他人への譲渡や海外への持ち出しはできません。
- 登録品種の自家採種に係る許諾手続きについて、農研機構が育成した全国的な飼料用米品種や各都道府県の特認品種では不要となっています。

飼料用米等の自家採種について

- 水田活用の直接支払交付金の交付を申請している場合は、調製により発生する低品位米や残量についても取組計画に沿って、確実に飼料用等に仕向けることが必要です。

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。支払は、生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

【交付対象者】

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）

※認定農業者になりたい方は、農業経営の目標や目標の達成に向けた取組を記載する「農業経営改善計画」を作成し、市町村へ申請してください。

県が内容を審査し、認定します。

【申請手続き】

交付申請書の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」の解答欄の「する」に○をつけて、生産年の6月30日までに、地域農業再生協議会に提出してください。

【支払い方法】

①数量払：生産量と品質に応じて交付

対象作物	平均交付単価	
	免税事業者	課税事業者
小麦	6,340円/60kg	5,930円/60kg
二条大麦	6,160円/50kg	5,810円/50kg
はだか麦	9,160円/60kg	8,630円/60kg
大豆	9,840円/60kg	9,430円/60kg
そば	17,550円/45kg	16,720円/45kg

※令和5年産から課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分けられます。
免税事業者向け単価を申請する方については、証明として、2年前（2期前）の確定申告書等の提出が必要になります。

・免税事業者であることの基準
→2年前の課税売上が
1千万円以下であること

※品質区分ごとの交付単価の詳細は、地域協議会（市町村農業関係課）にお問い合わせください。

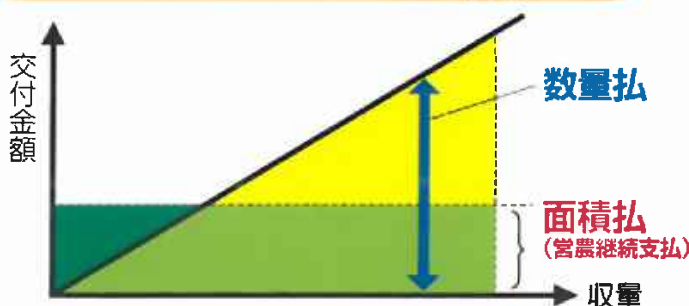
※麦、大豆、そばは農産物検査により一定以上の格付けがなされたもの又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認を行い一定以上の格付けに相当すると確認されたものが対象になります。

②面積払：数量払の内数として

20,000円/10a（そば：13,000円/10a）

※面積払は数量払の先払いとし、収穫後、収量に応じて面積払を控除した金額が支払われます。

数量払と面積払との関係



【計算例（免税事業者向け単価）】

作物：小麦、作付面積：20a、収量：600kg のとき

①面積払（先払い）

$20,000円/10a \times 20a = 40,000円$ を交付

②数量払（収穫後）

$5,470円/60kg \times 600kg = 54,700円$

→ $54,700円 - 40,000円$ （面積払額）

= 14,700円を交付

8 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

ナラシ対策は、農家抛出に伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

※米については令和4年より、事前契約等が必須となります。

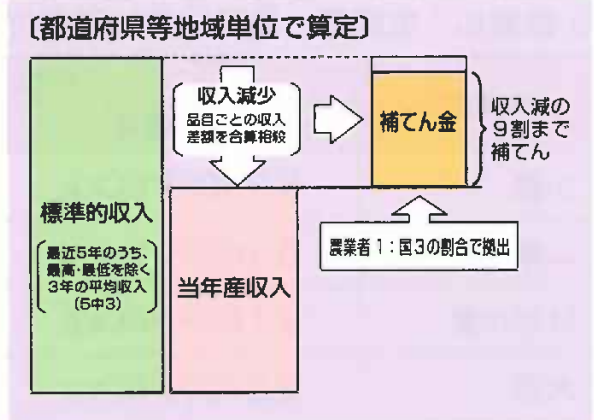
①生産者から集荷業者への出荷・販売の場合	②生産者から需用者・卸への直接販売の場合
6月末までに出荷契約又は販売契約を結び翌年3月末までに出荷・販売されたもの。	6月末までに前年の実績等を基に販売計画を作成し、翌年3月末までに販売契約を結んだもの。

【交付対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）

【申請手続き】 交付申請書の「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請」の解答欄の「する」に○をつけて、当年の6月30日までに、地域農業再生協議会に提出してください。また、当該交付金にかかる積立金の申出をしてください。なお、収入保険制度と同時加入はできません。

【支払い方法】 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

- 農業者は対策加入時に、標準的収入額から
 - ①10%の収入減に対応するコース
 - ②20%の収入減に対応するコース
 のいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠します。
- 国からの交付金は、積立金の3倍までです。
- 積立金は、掛け捨てではありません。



<標準的収入額とは>

過去5カ年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3カ年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに算定しています。

<積立金の算定例（加入時）>

$$\begin{aligned} \text{積立金（20\%コースの場合）} &= \text{標準的収入額} \times 20\% \times 9割 \times 1/4 \text{（国が3/4補てん）} \\ &= \text{標準的収入額} \times 4.5\% \end{aligned}$$

（例）Aさん（生産予定面積が米6ha、麦4ha）が20%コースを選択した場合

品目	Aさんの 生産予定面積 ①	Aさんの地域の 標準的収入額 ②	Aさんの 標準的収入額 ③=①×②	Aさんの積立額 ④=③×4.5%
米	6ha	125,000円	7,500,000円	
麦	4ha	20,000円	800,000円	
合計			8,300,000円	373,500円

※農業者の積立額は、国が農業者ごとに算定し、通知します。

新規需要米を主食用米として 出荷・販売する行為は**違法**です！

主要食糧の需給および価格の安定に関する法律（食糧法）に基づき、用途限定米穀の用途外使用には罰則が科されます。

特に、水稻の管理方式について、今一度、ご確認をお願いします。

○一括管理方式




ほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う方式で、**契約数量どおりに出荷します。**

当初計画どおり作付けした飼料用米等が契約数量に満たない場合は、地域農業再生協議会に連絡の上、必要な手続きをしてください。




○区分管理方式

あらかじめほ場を特定し、主食用米と明確に区分して生産・収穫・乾燥・調製を行う方式で、「ふるい下米」を含む全量が用途限定米穀となり、**全量を出荷します。**

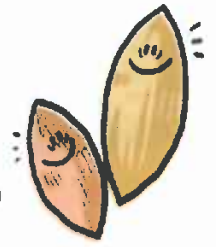
こんな行為は違反です！

-  飼料用米として生産した米を主食用として販売
-  主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて、新規需要米の飼料用米として出荷
-  他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増して出荷

国は飼料用米の出荷状況を確認します！

-  飼料用米の農産物検査の場で、農産物検査機関等が飼料用米の出荷状況を確認します。
-  検査後に、倉庫や畜産農家に保管されている飼料用米の状況を確認することがあります。
-  畜産農家等の需要者にきちんと飼料用米が納入されているか確認することがあります。

生産者の皆さまへ



米トレーサビリティ法について

※法律に基づき、抜き打ちで立入調査を行います。

① 取引等の記録の作成・保存が必要です！

重要

- ☆ 「伝票等を受領」または「自ら記録の作成」が必要です。
- ☆ 伝票や記録は、3年間保管してください。

(対象品目) 玄米、精米、米粉、米こうじ、米飯、もち、団子、菓子、清酒などすべて
※飼料用米等の新規需要米やふるい下米も対象です。

令和3年9月4日 No. ②

徳島 タロウ 様
徳島市千代町100-1
株式会社 四国三都米穀商店

下記のとおり支払申し上げます。

税込合計金額 966,600- 税率 % 消費税額等

年月日	品名	数量	単価	金額(税別・税込)	摘要
8/6	コシヒカリ	18	6千	108,000	
8/8	コシヒカリ	88	6千	528,000	
8/21	あきさかり	36	5,800	208,800	
8/22	あきさかり	21	5,800	121,800	飼料
合 計				966,600	

徳島県産

記録事項

①取引先名、搬出先

②年月日

③品名

④用途

⑤産地

② 産地情報の伝達が必要です！

☆ 伝票や包装に「国産」、「徳島県産」などを記載してください。



名称	だんご
原材料名	米(国内産)、砂糖…
内容量	4本
消費期限	令和〇年〇月〇日
保存方法	□□□□□□
製造者	△△△△△

農作物共済と収入保険制度のポイント

農作物共済(水稻・麦)

水稻共済の加入申込みが始まります。

◆加入申込期間

1月25日～3月15日まで	海部郡・阿南市・小松島市
2月 5日～3月25日まで	徳島市・阿波市・鳴門市
2月15日～4月 5日まで	那賀郡・板野郡・吉野川市・美馬市・美馬郡
2月25日～4月15日まで	勝浦郡・名東郡・名西郡
3月15日～5月 6日まで	三好市・三好郡

- ◆加入申込書に署名または押印し、ご提出をお願いします。申込書はNOSAI部長や地域農業再生協議会を通じて配布いたします。(各市町村によって異なります) 新規に加入を希望される方は、お近くのNOSAIまでご連絡ください。

引受方式の種類

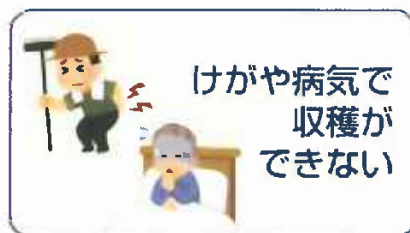
引受方式	補償割合	引受方式の内容	損害評価
☆おすすめ 地域インデックス方式 (半損特約付)	9・8・7割	統計データによる収穫量が、基準収穫量の1割(2割・3割)を超えて減少したときに共済金を支払います。	一筆全損半損 統計データ
<small>せんそうさいほうしき</small> *全相殺方式 (半損特約付)	9・8・7割	農家ごとに、被害による減収量が、基準収穫量の1割(2割・3割)を超えたときに共済金を支払います。	一筆全損半損 出荷資料等
<small>はんそうさいほうしき</small> 半相殺方式 (半損特約付)	8・7・6割	農家ごとに、被害耕地の減収量の合計が、基準収穫量の2割(3割・4割)を超えたときに共済金を支払います。	一筆全損半損 現地調査

すべての方式に半損特約を付帯して引受することで、今までどおり一筆ごとに損害評価した上で、方式ごとの損害評価もいたします。

*全相殺方式については、ライスセンター等の乾燥計量施設で収穫量が把握できる方、または税務関係書類等で収穫量が把握できる方がご加入できます。

NOSAI 徳島 本 所 Tel 088-622-7731 南部支所 Tel 0884-21-1050
西部支所 Tel 0883-52-3301

「収入保険」が 様々なリスクから農業経営を守ります!



収入保険のポイント

- 全ての農産物を対象に、自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少を補償。
- 農業者ごとに基準収入（売上）の9割を下回った場合に、差額の9割を上限に補填。収入がゼロになった場合、基準収入の80%以上を補償。
- 保険料等（保険料＋事務費）は収入の約1.1%（全額経費）。
積立金（掛け捨てではない）は約2%。
※例えば、基準収入1,000万円の場合、保険料は11万円（経費）、積立金は22.5万円（預け金）。
☆保険料・積立金の安いタイプもあります。
- 保険期間中の大きな損害発生時には、無利子のつなぎ融資が受けられ、経費等の支払いに充当が可能。

※収入保険は青色申告者が対象です。現在白色申告の方も青色申告への変更をご検討ください。

収入保険の補償内容など詳しいことは、NOSAI徳島にお問い合わせください。

- 徳島県農業共済組合 本所（徳島市） TEL 088-622-7731
- 南部支所（阿南市） TEL 0884-21-1050
- 西部支所（美馬市） TEL 0883-52-3301

農地の貸し借りの契約を更新するときに 農地中間管理事業を 利用してみませんか！

農地中間管理機構（公益財団法人 徳島県農業開発公社）は、農地を「貸したい方（出し手）」と「借りたい方（受け手）」の仲介をするため、徳島県から指定を受けた機関です。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）
（農地中間管理機構の指定）

第四条 都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人……、都道府県に一を限って、農地中間管理機構として指定することができる。



**農地を
貸したい方**

市町村に申出



**農地を
借りたい方**

市町村・農地中間管理機構に申出

申出を基に賃料や貸借条件等について調整
条件（ほ場条件や水利の状況等）により、成立しないこともあります

条件が整えば、①出し手、②受け手、
③徳島県農業開発公社（農地の出し手と受け手の仲介役）
の3者連名で契約

～ 農地中間管理事業を活用するメリット ～

【出し手】

- ① 契約期間が終了すると、農地は確実にお手元に戻ります。
(契約期間の終了後は、返してもらうか再契約か決めることになります)
- ② 賃借料がある場合、機構がまとめてお支払いします。
- ③ 貸付農地の、贈与税・相続税の納税猶予はそのまま継続されます。

【受け手】

- ① 農地を安心・安定して借りることが出来ます。
- ② 地主が複数いても、農地の借受先は全て機構になりますので、賃借料の支払い等の事務が楽になります。

【その他】

- ① 国・県の支援策で予算の優先配分を受けることが出来る事業があります。
- ② 農地中間管理機構関連農地整備事業で農家負担なく、農地整備事業が行えます。

農地中間管理事業の市町村受付(相談)窓口

お住まいの市町村または徳島県農地中間管理機構(徳島県農業開発公社)にご相談ください。

市町村名	窓口担当	電話番号	市町村名	窓口担当	電話番号
徳島市	農林水産課	088-621-5246	神山町	産業観光課	088-676-1118
鳴門市	農林水産課	088-684-1153	那賀町	農業振興課	0884-62-3776
小松島市	農林水産課	0885-34-9292	牟岐町	産業課	0884-72-3419
阿南市	農林水産課	0884-22-1598	美波町	産業振興課	0884-77-3617
吉野川市	農林業振興課	0883-22-2223	海陽町	産業振興課	0884-73-4161
阿波市	農業振興課	0883-36-8720	松茂町	産業環境課	088-699-8714
美馬市	農林課	0883-52-5609	北島町	まちみらい課	088-698-9806
三好市	農林政策課	0883-72-7617	藍住町	建設産業課産業支援室	088-637-3120
勝浦町	農業振興課	0885-42-1505	板野町	産業課	088-672-5994
上勝町	産業課	0885-46-0111	上板町	産業課	088-694-6806
佐那河内村	産業環境課	088-679-2115	つるぎ町	産業経済課	0883-62-3114
石井町	産業経済課	088-674-1118	東みよし町	産業課	0883-79-5345

徳島県農地中間管理機構(公益財団法人徳島県農業開発公社)

〒770-0011 徳島市北佐古一番町5番12号JA会館 別館 TEL088-624-7247 FAX088-624-8751
ホームページ <http://www.tokushima-kousha.jp> メールアドレス home@tokushima-kousha.jp

提出いただく主な書類

- 1 経営所得安定対策等交付金交付申請書
- 2 営農計画書
- 3 振込口座届出書等

令和6年度 主食用米の生産目安通知書 及び 水稻生産実施計画書兼営農計画書 及び 農作物共済加
中国四国農政局長殿 地域農業再生協議会経由

氏名、住所などを
確認してください。

2022年以降で最後
に水稻を作付けした
年を記載してくだ
さい。

<作期>
基幹作は「1」
二毛作は「2」

<作物等名>
作付けする作物に
変更がある場合は
修正してください

市町村	地区	集落	参加する認定方針作成者名	大地区	小地区	組合員コード
100 ブランド市	001 ヤマダナンブ	001 ヤマダナンブ	ブランド農業協同組合			11111111
農業者氏名		住所	電話番号	水稻共済加入		
0001 徳島太郎 1000010010001		ヨシダ1 吉田1	088-000-0000	有・無		

耕地番号	作期	水田等の所在地	水稻作付面積 (㎡)	水稻面積 (㎡)	水稻作付 実面積 (㎡)	共済引受 面積 (㎡)	水稻 以外の 面積(㎡)	水田区分	水田区分名	作物等 コード	作物等名又は 水稻品種名
1	0001 001 1	吉田11	(1200) 1200		0	0	1,200	1	助成水田(助成 金交付水田)	116	飼料用米
2	001 2	吉田11	(1050) 1005		0	0		1	助成水田(助成 金交付水田)	232	ブロッコリー
3	002 1	吉田11	(3000) 3000		0	3,000	3,000	1	助成水田(助成 金交付水田)	116	飼料用米
4	002 2	吉田11	(510) 505		0	0		1	助成水田(助成 金交付水田)	232	ブロッコリー
5	0002 001 1	吉田12	(510) 506		0	500	506	1	助成水田(助成 金交付水田)	116	飼料用米
6	0003 001 1	吉田13	(510) 505		0	505	505	1	助成水田(助成 金交付水田)	116	飼料用米
7	0004 001 1	吉田14	(1050) 1005		0	0	1,005	1	助成水田(助成 金交付水田)	116	飼料用米
8	0005 001 1	吉田15	(5050) 5000		0	5,000	5,000	1	助成水田(助成 金交付水田)	116	飼料用米
9	0006 001 1	吉田16	(5050) 5000		0	5,000	5,000	1	助成水田(助成 金交付水田)	116	飼料用米
10	0007 001 1	吉田17	(510) 505		0	505	505	1	助成水田(助成 金交付水田)	116	飼料用米

申請するにあたって、次の事項を承認します。

- 1 記載のある生産調整方針書に参加すること。
- 2 この帳票の記載内容、これまでの対策での実施計画書 協議会の水田台帳、助成要件の確認資料等に含まれる情報(個人データ)について、以下の必要な範囲において、関係機関が利用すること。
 - ①申請・交付等に係る事務。
 - ②需要量に関する情報の算定、生産調整方針作成者が行う農業者別の生産目安の配分事務。
 - ③農作物共済事業の引き受け・評価・加入促進及び損害防止のための事務。
 - ④記載内容の修正に係る事務。
 - ⑤交付金の交付状況把握に係る事務。
 - ⑥統計情報の集計のための必要な事務。
 - ⑦その他、地域農業振興のために必要な事務。
- 3 この帳票に含まれている第三者の情報により、その者が不利益を被った場合、提出者である私が責任を負い、地域協議会等に責任が及ばないこととすること。
- 4 販売・自家消費の欄に記入が無い場合は、全て自家消費として取り扱うことに異議はありません。
- 5 この帳票の記載内容を用いて、以下の必要な業務を行うこと。
 - ①助成金の計算方法に従って助成金を計算すること。
 - ②助成要件を満たすことを確認するために必要な書類を求めに応じ提出すること。
 - ③助成要件等の確認結果に基づき、私が提出した営農計画書の内容を修正すること。
- 6 助成金の交付を受けた後でも私が助成要件を満たさなかったことが明らかになった場合には助成金の返還に応じること。

- (注1) 前年度以前で、水稻を作付けした最終年を記入する。(ただし、令和3年以前の水稻作付最終年の記入は不要)
- (注2) 飼料作物(牧草)を作付するほ場であって、当年度では種を行いま場の場合は○を記入する

7 農作物共済の加入に際しては以下の事項を確認したこと。

- <重要事項説明書>
* 本農業共済組合は、農作物共済に関する事前説明を明示する必要があるため、以下に記載致します。
- 次の(1)から(4)に該当する場合(免責事項)には共済金が支払われないか、共済関係の解除・失効が生じること及び財務状況等によって、共済金の全額または一部が支払われないことがあります。
- (1) 重大な過失等によって、この申込書に不実の記載をした場合及び記載事項に変更が生じたのに通知を怠り、または不実の通知をした場合。
 - (2) 正当な理由がないのに、掛金を払込み期日までに支払わない場合。
 - (3) 通常すべき管理、その他損害防止義務を怠った場合及び組合の損害防止の指示に従わなかった場合。
 - (4) 損害発生時に組合へ通知を怠り、または重大な過失等により不実の通知をした場合。
- 以上、金融商品販売法に基づき「重要事項」を説明・開示しました。
- 個人情報については、農業保険事業における引受、損害評価及び損害防止事業のために適正に利用いたします。また利用目的に沿った事務を円滑に達成するため、国・地方公共団体、農業協同組合等関係する団体と情報を共同して利用することがあります。
- 8 この帳票に記載の作付内容に変更が生じた場合は、速やかに地域農業再生協議会又は、共済加入の場合は、農業共済組合へ連絡して下さい。

営農計画書の記載例 (太枠 の中を記入または修正してください。)

※様式のレイアウトが若干変更する可能性があります。

入申込書兼変更届出書(異動通知)

水張確認を希望する場合、協議会と相談の上、時期等をご記入ください。

1/18 ページ

備考2 備考3

水稲作付面積目安 合理的単収 主食用米の生産目安

m² kg kg
1,411,670 1,411,670 636,664

水張予定

農家の方は、太枠内に記入してください。

<作付予定>
予定日を記入してください。

※新規項目
飼料作物の場合は当年での種の有無を記載

<販売/自家消費>
出荷・販売を一切行っていない場合は、自家消費欄に「○」を記入してください。

畑作物の直接支払交付金を申請される方は、必ず記入してください。

水稲の用途別に記入してください

は 種 の 有 無	多 収 品 種	作付予定		販売	自家消費	連絡欄 (品種名等)	植栽 達成 年度	転換 年度	畑地 化 年度	改善 計画 達成 年度	高収 作物 定着	支援 開始 年度	備考1	備考2	備考3
		作付 予定	収穫 予定												
		/	/	○									吉田11作期1備考3		
		/	/	○									吉田11作期2備考3		
		/	/	○									吉田11分筆2備考3	二毛作	
		/	/	○									吉田11分筆2備考3	二毛作	
		/	/	○									吉田12備考3		
		/	/	○									吉田13備考3		
		/	/	○			98						吉田14備考3		
		/	/	○									吉田15備考3		
		/	/	○									吉田16備考3		
		/	/	○									吉田17備考3		

区分	出荷・販売契約数量	生産予定面積
WCS用稲	kg D-ル	a m ²
米粉用米	kg	a m ²
飼料用米	kg	a m ²
醸造用玄米	kg	a m ²
新市場開拓米	kg	a m ²
その他	kg	a m ²
加工用米	kg	a m ²
備蓄米	kg	a m ²
合計		a m ²

対象畑作物	生産予定面積※1	対象畑作物	生産予定面積※1
小麦	a m ²	そば	a m ²
大麦	a m ²	なたね	a m ²
二条大麦	a m ²	てん菜	a m ²
六条大麦	a m ²	でんぷん原料用ばれいしょ	a m ²
はだか麦	a m ²	収穫後交付を希望する※2	する
大豆	a m ²		

※1 ゲタの面積別に係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」は、下記(1)~(6)を参照の上、記入する。
 (1) 水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計
 (2) 麦は、数量払の対象とならない種子用麦及び麦芽原料用麦(ビール用麦等)を除いた面積。
 (3) 小麦は、「専業麦」と「秋まき」に区別した面積。
 (4) 大豆は、数量払の対象とならない種子用大豆及び黒大豆を除いた面積。
 (5) そばは、数量払の対象とならない種子用を除いた面積。
 (6) なたねは、数量払の対象とならない食用植物油除用以外のものを除いた面積。
 ※2 「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払の交付申請後に面積別の交付を希望する場合のみ「する」に○を付ける。なお、一部の品目のみ希望する場合は、右下の「記入欄」に収穫後交付を希望する対象畑作物名を記入する。

交付申請書の記載例

様式第1号A 経営所得安定対策等交付金交付申請書 令和6年産

農林水産大臣 殿
「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

1 継続 新規

申請年月日 令和6年 月 日
生年月日 年 月 日

2 フリガナ 姓または 法人・組織名
フリガナ 代表者氏名 (法人・組織のみ)
(〒) 住 所
電話番号 ※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可)
法人番号

3 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)及び「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確実であることが必要です。
2 交付申請内容(令和6年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください) ※前年度の申請状況は参考です。
ゲタ・ナラシを申請する方は、裏面にも記載欄があります。

金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請	
	前年度の申請	面積別の申請は	前年度の申請	面積別の申請は
令和6年産の申請	する	しない	する	しない
(参考)前年度の申請状況				

4 水田活用直接支払交付金に係る事業

事業名	水田活用の直接支払交付金		コメ新市場開拓等促進事業の申請	
令和6年産の申請	する	しない	する	しない
(参考)前年度の申請状況				

事業名	畑作物産地形成促進事業の申請		畑地化促進事業の申請	
令和6年産の申請	する	しない	する	しない
(参考)前年度の申請状況				

5 調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシ・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業の申請者が記載)
過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。
※別紙としてお配りした別記様式の「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート確認事項」をご確認の上チェック欄に☑してください。

6 確認事項(該当する欄に○を付けてください)

登録済の振込口座			「個人情報の取扱い」に記載された内容について
変更なし	新規	変更あり	

交付申請者管理コード

〈申請書類の提出について〉
申請書類は営農計画書等を添えて、6月末までに、地域農業再生協議会へ提出してください。
※農作物共済に加入される方は提出期限が異なる場合があります。
※詳しくは、地域農業再生協議会(市町村・JA等)へご相談ください。

〈記入上の注意〉
☞ 表面
① 昨年に引き続き申請する方は継続に○を付けてください。
② 住所、氏名、電話番号等を記入してください。
③ 該当欄に○を付けてください。
④ 申請する交付金の「する」「しない」欄に○を付けてください。
⑤ 該当する方はチェック欄に☑を記入してください。
⑥ 該当欄に○を付けてください。
裏面(積立金の申出)
◎ ナラシに加入する方は、積立をする作物名及び作付予定面積を記入してください。
◎ ナラシに加入する方は、積立金の積立コースを選択し、該当欄に☑を記入してください。
◎ ゲタに加入する方は、「ゲタ対策数量払いの単価選択」の該当欄に☑を記入してください。
◎ ゲタ、ナラシに加入する方は、「農地の有効利用の実施状況」の項目に☑を記入してください。

お問い合わせ

- 産地交付金についてのご相談 …… 徳島県みどり戦略推進課 ☎088-621-2430
- 制度全般についてのご相談 …… 中国四国農政局徳島県拠点 ☎088-622-6132
- 申込申請等についてのご相談 …… 最寄りの地域農業再生協議会(各市町村農業関係課およびJA)
- 多収品種等の水稻種子のご注文に関するご相談 …… 最寄りのJA

栽培についてのご相談

- 高度技術支援課 ☎088-674-1922
- 徳島農業支援センター ☎088-626-8772
- 鳴門藍住農業支援センター ☎088-692-2515
- 吉野川農業支援センター ☎0883-26-3974
- 阿南農業支援センター ☎0884-24-4184
- 美波農業支援センター ☎0884-74-7491
- 美馬農業支援センター ☎0883-53-2309
- 三好農業支援センター ☎0883-76-0693

農作物共済、収入保険の補償内容についてのご相談

- 徳島県農業共済組合 ●本所(徳島市) ☎088-622-7731 ●南部支所(阿南市) ☎0884-21-1050
- 西部支所(美馬市) ☎0883-52-3301